

愛知県子ども食堂推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県子ども食堂推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業に対し、その経費の一部を交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助目的、補助対象事業及び補助事業者)

第2条 県は、食事の提供により子どもの孤立を防止し、子どもが安心して過ごせる居場所となる子ども食堂を県内で更に普及させることを通じて、子どもの健やかな成長を促すことができる環境づくりを推進するため、実施要綱に基づき、子ども食堂の設置及び運営（以下「補助事業」という。）を行う者（市町村を除く。以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助基準額及び補助率)

第3条 補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、他の助成・補助事業として採択された事業の経費は、補助対象から除く。

2 補助金の交付額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額、別表第1に掲げる補助基準額のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式「愛知県子ども食堂推進事業費補助金交付申請書」を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式「愛知県子ども食堂推進事業費補助金変更交付申請書」を提出して知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更（補助金額の30パーセント以内の減額をいう。）は、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式「愛知県子ども食堂推進事業費補助金中止（廃止）承認申請書」を提出し、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数の期間内（以下「耐用年数期間内」という。）に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って、当財産の取得に要した補助金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならないこと。ただし、天災地変その他やむを得ない事由のため、これにより難い場合は、知事に協議することができること。
- (7) 補助事業により取得した財産を、耐用年数期間内に知事の承認を受けて処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (8) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 県税の滞納がないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要があると認めた事項。

（補助金の交付の決定）

- 第6条 知事は、第4条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。
- 2 本要綱の適用日以降、交付を受けようとする年度において、交付決定日以前に費消した経費であっても、補助金の交付の目的を達成すると知事が認めるときは、補助金の交付の決定を行うことができる。
 - 3 前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、適正な交付を行うために必要があると知事が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができるものとする。

（遂行状況の報告）

- 第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

（実績報告等）

- 第8条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式「愛知県子ども食堂推進事業費補助金実績報告書」を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式「愛知県子ども食堂推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書」により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の決定)

第9条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定する。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達するため必要があると認めるときは、補助事業者は、別記第6号様式「愛知県子ども食堂推進事業補助金概算払請求書」により請求することができる。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助事業者又は間接補助事業者が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条第1項の規定による不開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

	補助対象経費	補助基準額	補助率
①子ども食堂開設費	子ども食堂の開設経費の一部として会場となる住宅等の改修費用や備品費（初期経費として必要となる消耗品費、備品購入費、改修費）	1箇所当たり 100,000 円以内	定額
②学習推進事業費	子ども食堂での学習支援を実施の際に必要な学用参考書や児童図書等の購入費（需用費）	1箇所当たり 20,000 円以内	定額

（注1）「①子ども食堂開設費」については、子ども食堂1箇所につき、開設時の1回のみとする。

（注2）「②学習推進事業費」については、子ども食堂1箇所につき、年度ごとに1回までとする。

別表第2（第5条、第6条、第11条関係）

- 1 暴力団（愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。